注意）本記載例（青字部分）はあくまで「例示」であり、実際の申請にあっては実態に即した内容を記載してください。

様式第六号（第九条の二関係）

（第１面）

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和○○年○○月○○日

静岡県知事　○○　○○　殿

申請者
住　所　　静岡県藤枝市○○町○番○号
氏　名　　株式会社○○○○
　　代表取締役　○○　○○
電話番号　０５４－○○○－○○○○

取り扱う産業廃棄物の種類が多く、欄内に収まらない場合は、「別紙○のとおり」と記載し、別紙（様式例あり）を添付しても差し支えない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	事業の区分：収集運搬（積替え及び保管行為を除く） 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず、廃油 （以上６品目）
事務所及び事業場の所在地	事務所　静岡県藤枝市○○町○番○号 電話番号　０５４－○○○－○○○○ 事業場　静岡県藤枝市○○町○番○号 電話番号　０５４－○○○－○○○○
事業の用に供する施設の種類及び数量	事業計画の概要書のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし
※事　務　処　理　欄	

事業場の所在地には、駐車場の所在地を記載すること。積替え又は保管を行う場合には、当該行為を行う場所の所在地も記載すること。

（日本産業規格　A列４番）

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	静岡県（収集運搬業）	第０２２２１〇〇〇〇〇〇号
	愛知県（収集運搬業）	令和〇〇年〇〇月〇〇日付け申請

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	本　　籍 住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所
（かぶしきがいしゃ〇〇〇〇） 株式会社〇〇〇〇	静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号

法定代理人（申請者が法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	本　　籍 住　　所

（法人である場合）

（ふ　り　が　な） 名　　称	住　　所
該当なし	

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役　職　名・呼　称	本　　籍 住　　所

役員の本籍及び住所は、住民票と同一の表記により記載すること。

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日 役　職　名　・　呼　称	本　　籍 住　　所
（〇〇　〇〇） 〇〇　〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 代表取締役	静岡県藤枝市〇〇町〇番地〇 静岡県藤枝市〇〇町〇番地の〇
（〇〇　〇〇） 〇〇　〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 取締役	静岡県藤枝市〇〇町〇番地〇 静岡県藤枝市〇〇町〇番地の〇
（〇〇　〇〇〇） 〇　〇〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 監査役	静岡県藤枝市〇〇町〇番地 静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号

（第３面）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	40,000　株	出資の額	20,000,000　円

（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割　合	本　籍 住　所
（○○　○○） ○○　○○	昭和○○年 ○○月○○日	20,000株 50.0%	静岡県藤枝市○○町○番地○ 静岡県藤枝市○○町○番地の○
（○○　○○） ○○　○○	昭和○○年 ○○月○○日	14,000株 35.0%	静岡県藤枝市○○町○番地○ 静岡県藤枝市○○町○番地の○
（○○　○○○） ○　○○○	昭和○○年 ○○月○○日	4,800株 12.0%	静岡県藤枝市○○町○番地 静岡県藤枝市○○町○番○号
その他２名		1,200株 3.0%	

100分の５未満の株式を有する株主等がいる場合は、その人数並びに保有株式の合計数及び割合を記載すること。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　名	生　年　月　日 役職名・呼称	本　籍 住　所
（○○　○○） ○○　○○	昭和○○年○○月○○日 工場長	静岡県藤枝市○○町○番地○ 静岡県藤枝市○○町○番地の○

株主等及び使用人の本籍及び住所は、住民票と同一の表記により記載すること。

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4　都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

（別紙様式例１）

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No.	種　　類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻				
2	汚泥				
3	廃油				
4	廃酸				
5	廃アルカリ				
6	廃プラスチック類				
7	紙くず				
8	木くず				
9	繊維くず				
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず				
13	金属くず				
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず				
15	鉱さい				
16	がれき類				
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第２条第13号廃棄物				
備考					

※　申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

※　申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。

（別紙様式例２）

金属等を含む特定有害産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）

		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
1	水銀又はその化合物	／		／				
2	カドミウム又はその化合物			／				
3	鉛又はその化合物			／				
4	有機燐化合物	／		／			／	／
5	六価クロム化合物			／				
6	砒素又はその化合物			／				
7	シアン化合物	／		／			／	／
8	ＰＣＢ	／		／			／	／
9	トリクロロエチレン	／					／	／
10	テトラクロロエチレン	／					／	／
11	ジクロロメタン	／					／	／
12	四塩化炭素	／					／	／
13	1,2-ジクロロエタン	／					／	／
14	1,1-ジクロロエチレン	／					／	／
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	／					／	／
16	1,1,1-トリクロロエタン	／					／	／
17	1,1,2-トリクロロエタン	／					／	／
18	1,3-ジクロロプロペン	／					／	／
19	チウラム	／		／			／	／
20	シマジン	／		／			／	／
21	チオベンカルブ	／		／			／	／
22	ベンゼン	／					／	／
23	セレン又はその化合物			／				
24	1,4-ジオキサン	／					／	
25	ダイオキシン類			／			／	

※　特別産業廃棄物処理業許可申請時等に活用してください。

※　申請に係る取り扱う金属等を含む特定有害産業廃棄物の種類について、申請書の事業の範囲欄に書ききれない場合、「詳細は別紙のとおり」等記載し、「取扱いの有無」の欄に○印を付けて、申請書に添付してください。

01【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.①】事業計画概要（省令様式第６号の２）

様式第６号の２　　（第１面）

事業計画の概要

１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

平成〇年〇月、株式会社〇〇〇〇を設立し、静岡県中部地域を中心に建設業を主体に事業を営んでいます。今般、建設・解体工事現場から排出される産業廃棄物を収集し、運搬するために申請に及んだものです。

PCB廃棄物については「静岡県内のPCB廃棄物の保管場所」等と記載しても差し支えない。

予定運搬先の所在地は、許可証に記載されている処分施設の設置場所とする。

２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	（特別管理）産業廃棄物の種類	運搬量（t/月 又は m^3/月）	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（廃蛍光灯管）	〇t/月	固形状	株式会社〇〇 静岡県〇〇市〇〇町〇番〇号	該当なし	株式会社△△ 静岡県△△市△△町△番△号
2	廃プラスチック類	〇t/月	固形状	同上	該当なし	同上
3	木くず	〇t/月	固形状	株式会社〇〇 静岡県〇〇市・・・（建設業）	該当なし	同上
4	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（廃蛍光灯管）	〇t/月	固形状	同上		同上
5	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）	〇t/月	固形状	同上		同上
6	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（廃蛍光灯管）	〇t/月	固形状	同上		同上
7	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	〇t/月	固形状	同上	該当なし	同上
8	廃油	〇t/月	液状	△△△株式会社 静岡県△△市・・・	該当なし	□□株式会社 山梨県□□市・・・
9						
10						

業種等の指定のある（特別管理）産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、特定有害産業廃棄物 等）については、括弧書きで予定排出事業者の業種等を記載すること。

水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。

備考　取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格　A列４番）

01【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.①】事業計画概要（省令様式第６号の２）

（第２面）

３．運搬施設の概要

（1）運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量（kg）	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	静岡　100 あ　11－11	3,800	株式会社○○○○	
2	ダンプ	静岡　100 い　22－22	8,000	（使用者）株式会社○○○○	土砂等以外
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

自動車検査証記録事項等の「車体の形状」欄の内容を記載

自動車検査証記載事項等の「最大積載量」欄の内容を記載

自動車検査証記載事項等に所有者のみ記載されている場合は所有者を、使用者の記載もある場合には使用者のみを記載

自動車検査証記載事項等の「備考」欄に記載されている積載物品制限の内容を記載

事務所の所在地	静岡県藤枝市○○町○番○号 ※　付近の見取図を添付すること。
駐車場の所在地	同上 ※　付近の見取図を添付すること。

（2）その他の運搬施設の概要

「水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）」のような記載でも差し支えない。

運搬容器等の名称	用　途	容　量	備　考
コンテナ	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	○㎥	石綿含有産業廃棄物は、シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行う。 水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、形状、大きさ、材質等に適した容器に入れる。
蓋付ドラム缶	廃油	○L	

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

※ 該当がある場合には、静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の様式第17号を添付し、事業の詳細を記載すること。

※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付すること。

４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

① 脱着装置付コンテナ専用車

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油

② ダンプ

廃プラスチック類、木くず、金属くず

第１面の２.に記載した取り扱う産業廃棄物の種類すべてを運搬する車両の場合、『取り扱う産業廃棄物の種類のすべて』等と記載しても差し支えない。

(2) 収集運搬業務を行う時間

８時～17時（休憩　１時間）

(3) 休業日

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～１月３日）

実業務に合った内容を記載すること。

(4) 収集運搬業務の方法

ア　運搬車両には、原則として、運転手及び作業員を１人ずつ配置し、収集運搬業務に従事する。

イ　運転手は、排出事業者から産業廃棄物の引渡しを受ける際には、交付されたマニフェストの記載事項と照合、確認のうえ、運搬者氏名をマニフェストに記入し、Ａ票を排出事業者に返却する。

ウ　処分業者に産業廃棄物を引き渡す際には、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ及びＥ票を渡し、Ｂ１及びＢ２票の返却を受ける。Ｂ２票は排出事業者に送付する。

エ　廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は鉄製コンテナに入れ、又、鉄製コンテナに収容できない長さの物については直接バラ積みし、運搬する。

オ　廃油は、蓋付ドラム缶に入れ、流出しないように積み込み、運搬する。

カ　石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物は、変形又は破砕することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないように別の容器に入れ、株式会社△△の中間処分場（△△市△△町△番△号）に運搬する。

キ　水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合することのないように別の容器に入れ、株式会社△△の中間処分場（△△市△△町△番△号）に運搬する。

従業員数の内訳

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合　計
3 人	1 人	0 人	1 人	5 人	3 人	0 人	13 人

５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

ア　車両及び運搬容器は事前点検を行い、過積載になっていないことを確認する。

イ　運搬に際しては、飛散等を防止するため、積載した産業廃棄物をシートで被覆する。

ウ　処理施設への搬入に際しては、騒音、振動、ほこりの発生防止に努める。

エ　建設工事現場からの収集運搬に際しては、現場からの泥土等の持出し防止に努める。

オ　石綿含有産業廃棄物は飛散防止のため、変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、又は荷下ろしを行う。また、シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行う。

カ　石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬の際は、運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を行う。

キ　水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、形状、大きさ、材質等に適した容器に入れる。なお、破損しやすい製品は、相互に重ならないように区分する、緩衝材を設置するなどして、破損を防ぐ。

実業務に合った内容を記載すること。

(2)　積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし

※ 該当がある場合には、静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の様式第17号を添付し、事業の詳細を記載すること。

04【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.②】運搬車両写真（省令様式第６号の２）

（第６面）

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	静岡　100 あ　11－11

前面写真

写真の方向等について図示するのが望ましい。

注意事項

・車両の前面（真正面）を撮影すること。

・ナンバープレートの自動車登録番号が読み取れる写真であること。

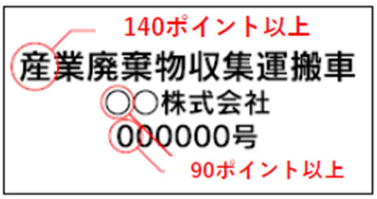
側面写真

注意事項

・車両の側面（真横）を撮影すること。

・名称等の車体の表示が確認できること。

（表示見本）



140ポイントは約５㎝、
90ポイントは約３㎝です

（既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。
車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。）

撮影	令和○○年○○月○○日

05【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.②】運搬容器の仕様書等（省令様式第６号の２）

（第７面）

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

「水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯）」のような記載でも差し支えない。

注意事項

・第２面に記載した運搬容器等の全てについて、全体が写るように撮影すること。

撮影	令和○○年○○月○○日

運搬容器等の名称	蓋付ドラム缶	用途	廃油

注意事項

・第２面に記載した運搬容器等の全てについて、全体が写るように撮影すること。

撮影	令和○○年○○月○○日

02【ﾁｪｯｸﾘｽﾄ No.②】車庫配置図

○ 車庫の配置図

収集運搬車両の車庫配置図を添付すること。

03【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.②】付近の見取図

○ 付近の見取図

収集運搬業務を行う事務所及び事業場（車庫、積替え保管施設を含む。）の付近の見取図を添付すること。また、事業所及び事業場の場所が明確となるよう図面上に位置を表示すること。

06【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.③】施設の所有権を有することを証する書類

○ 事業の用に供する施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類

1　自動車検査証記録事項（電子化前の場合は、自動車検査証）の写しを添付すること。 2　所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認める。ただし、使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合は、そのことを確認できる書類を添付することにより、使用する権原を有すると認める。 3　運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、使用する権原を有すると認める。その場合は、雇用保険被保険者証の写しを添付すること。雇用保険に加入できない等の理由がある場合には、雇用契約書、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付し、申請者の業務のみに従事することを示すこと。 4　自動車検査証記録事項（電子化前の場合は、自動車検査証）の有効期間は、申請書を受理する時点で満了となっていないこと。 5　その他、静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の第３－１－(3)添付書類の内容及び留意事項を参照すること。

07【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.④】技術的能力を説明する書類

○ 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

1　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しを添付すること。

2　上記講習会を修了したが、修了証が手元に届いていない場合、同センターの web マイページの確認画面（合否結果欄が合格になっているもの）の写しを添付すること。この場合、修了証を受領後、速やかに修了証の写しを追加提出すること。

3　講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者又は業務を行う役員をいう。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。なお、修了者が業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領様式第 15 号により証明すること。

4　許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は次表のとおりとする。なお、繰上げ更新について、講習の修了時期は新規許可と同様に取り扱う。

07【ﾁｪｯｸﾘｽﾄ No.④】技術的能力を説明する書類

<table>
<tr><th colspan="2">許可申請の区分</th><th>講習の種類</th><th>講習の修了時期</th></tr>
<tr><td rowspan="9">産業廃棄物</td><td rowspan="3">新規許可</td><td>産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</td><td>申請受付日から起算して５年前の日以降</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</td><td>申請受付日から起算して５年前の日以降</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程【注１】</td><td>申請受付日から起算して２年前の日以降</td></tr>
<tr><td rowspan="3">更新許可</td><td>産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</td><td>許可期限日から起算して５年前の日以降</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)の収集・運搬課程</td><td>許可期限日から起算して５年前の日以降</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程</td><td>許可期限日から起算して２年前の日以降</td></tr>
<tr><td>変更許可</td><td colspan="2">直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、修了者が引き続き在籍している場合には、修了時期を問わず有効とする。なお、当該修了者が在籍していない場合は、更新許可の例による。ただし、講習の修了時期については、申請受付日から起算するものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特別管理産業廃棄物</td><td rowspan="2">新規許可</td><td>特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</td><td>申請受付日から起算して５年前の日以降</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程【注２】</td><td>申請受付日から起算して２年前の日以降</td></tr>
<tr><td rowspan="2">更新許可</td><td>特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の収集・運搬課程</td><td>許可期限日から起算して５年前の日以降</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）の収集・運搬課程</td><td>許可期限日から起算して２年前の日以降</td></tr>
<tr><td>変更許可</td><td colspan="2">直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、修了者が引き続き在籍している場合には、修了時期を問わず有効とする。なお、当該修了者が在籍していない場合は、更新許可の例による。ただし、講習の修了時期については、申請受付日から起算するものとする。</td></tr>
</table>

【注１】次のいずれかに該当するときに限る。
- 静岡県において、既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。
- 他の自治体において、既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。
- 既に産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

【注２】次のいずれかに該当するときに限る。
- 他の自治体において、既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているとき。
- 既に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている個人事業者が法人化する場合であって、講習の修了者が同一であるとき。

08【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑤】事業開始資金総額及び調達方法（法人）（省令様式第６号の２）

（第８面）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内訳		金額（千円）
事業の開始に要する資金の総額		２５，０００
	土地	購入費　５，０００
	事務所１	造成費　２，５００　　建設費　５，０００
	事務所２	造成費　１，５００　　建設費　３，０００
	収集運搬車両	購入費　２，０００
	積替保管施設	造成費　２，０００　　建設費　４，０００
調達方法	自己資金	５，０００
	借入金	２０，０００
	（借入先名）	（○○銀行○○支店）
	その他	
	増資	
備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

08【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑤】事業開始資金総額及び調達方法（省令様式第６号の２）

（第８面）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内訳		金額（千円）
事業の開始に要する資金の総額		２５，０００
	土地	購入費　５，０００
	事務所１	造成費　２，５００　　建設費　５，０００
	事務所２	造成費　１，５００　　建設費　３，０００
	収集運搬車両	購入費　２，０００
	積替保管施設	造成費　２，０００　　建設費　４，０００
調達方法	自己資金	５，０００
	借入金	２０，０００
	（借入先名）	（○○銀行○○支店）
	その他	
	増資	
備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

09【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑥】財務関係書類（法人）

○ 直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人の場合）

1　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提示したものと同一のものとすること。 2　法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書（その１）とする。 3　事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第１項又は第617条第１項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りる。 4　設立年度により３年分の書類が添付できない場合には、１年分又は２年分の書類を添付すれば足りる。 5　直前３年の各事業年度の経常利益(損失)が全て損失になっている場合は、損失の原因と持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みについて記載した経営改善に関する計画書を添付すること。 6　直前の事業年度が債務超過である場合、中小企業診断士の診断書等を添付すること。

10【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑦】財務関係書類（個人）

○ 資産に関する調書並びに直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（個人の場合）

１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第６号の２第９面（次ページに記載例）により資産及び負債の額を記入すること。負債額が資産額に比べて大きい場合、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書を添付すること。 ２　所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、申告所得税の納税証明書（その１）とする。 ３　事業開始前３年間に給与所得者であった場合は、給与取得期間の所得税納税証明書は発行されないため、当該期間においては源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

10【ﾁｪｯｸﾘｽﾄ No.⑦】財務関係書類（個人）

（第９面）

資 産 に 関 す る 調 書（個人用） 令和○○年○○月○○日現在			
資産の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
現金預金	定期預金		３，０００
有価証券	株式	１，０００株	１００
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土　　地	自宅宅地 駐車場土地	１１０㎡	２０，０００
建　　物	自宅	１棟	１２，０００
備　　品			
車　　両	ダンプ	１台	３，０００
そ の 他			
資　　産　　計			３８，１００
負債の種別	内　　容	数　　量	価格、金額（千円）
長期借入金			１９，０００
短期借入金			５００
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負　　債　　計			１９，５００

11【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑧】定款及び登記事項証明書（法人）

○ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

1　定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていること。含まれていない場合は、改正又は変更登記の後に申請することを原則とするが、速やかに改正又は変更登記をする旨の誓約書等を添付することで申請書の受付を認めるものとする。ただし、その場合には、後日、改正後の定款若しくは寄附行為又は変更登記後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出すること。 2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、交付日から起算して３か月以内のものであること。

12【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑨】住民票の写し等（個人）

○ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（個人の場合）

1　住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものであること。 2　住民票の写し及び登記されていないことの証明書等は、交付日から起算して３か月以内のものであること。 3　登記されていないことの証明書等とは、後見登記等に関する法律第４条第１項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書、又は精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類のことをいう。

13【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑩】誓約書（省令様式第６号の２）

（第10面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和○○年○○月○○日

静岡県知事　○○　○○　様

申請者
住所　静岡県藤枝市○○町○番○号
氏名　株式会社○○○○
代表取締役　○○　○○
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

14【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑪】住民票の写し等（個人：法定代理人）

○ 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

1　法定代理人がいる場合、当該代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付すること。 2　法定代理人が法人である場合、その登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付すること。 3　住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものであること。 4　登記されていないことの証明書等とは、後見登記等に関する法律第４条第１項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書、又は精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類のことをいう。 5　これら証明書等は、交付日から起算して３か月以内のものであること。

15【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑫】住民票の写し等（法人：役員）

○ 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法人である場合）

1　住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものであること。 2　住民票の写し及び登記されていないことの証明書等は、交付日から起算して３か月以内のものであること。 3　登記されていないことの証明書等とは、後見登記等に関する法律第４条第１項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書、又は精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類のことをいう。

16【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑬】出資者等の登記事項証明書、住民票の写し等

○ 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等若しくは登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

1　住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものであること。 2　登記されていないことの証明書等とは、後見登記等に関する法律第４条第１項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書、又は精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類のことをいう。 3　出資者等が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付すること。 4　これら証明書等は、交付日から起算して３か月以内のものであること。

17【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑭】住民票の写し等（使用人）

○ 使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の 10 に規定する使用人に該当する者がいる場合、当該使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付すること。これら添付書類は交付日から起算して３か月以内のものであること。 2　住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものであること。 3　登記されていないことの証明書等とは、後見登記等に関する法律第４条第１項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書、又は精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断結果が記載された書類のことをいう。

18【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑮】優良認定の基準に適合する旨を証する書類

○ 優良認定の基準に適合する旨を証する書類

更新許可申請に併せて優良認定を受けようとする場合は、特定不利益処分を受けていない旨を静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領様式第23号（次ページ記載例参照）により誓約すること。また、環境省作成の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」55ページ以降の記載に基づき、優良認定の基準に適合する旨を証する各種書類を添付すること。

18【ﾁｪｯｸﾘｽﾄ No.⑮】優良認定の基準に適合する旨を証する書類

様式第23号

誓　約　書

静岡県知事　〇〇　〇〇　様

許可更新期限到来による更新時の場合、従前の許可の有効期間とする

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住　所　　静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号

氏　名　　株式会社〇〇〇〇
　　代表取締役　〇〇　〇〇
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第14条の３（法第14条の６において準用する場合を含む。））

②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第15条の２の７）

③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２第１項若しくは第２項又は第15条の３）

④再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。）

⑤広域認定の取消し（法第９条の９第10項（法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。）

⑥無害化認定の取消し（法第９条の10第７項（法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。）

⑦２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の取消し（法第12条の７第10項）

⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の３）

⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の４第１項（法第19条の10第１項において準用する場合を含む。）、第19条の４の２第１項、第19条の５第１項（法第19条の10第２項において準用する場合を含む。）及び第19条の６第１項）

19【ﾁｪｯｸﾘｽﾄ No.⑯】使用人の権限を証する書類

様式第16号

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領_様式

使 用 人 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事　〇〇　〇〇　様

住　　所　静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号

氏　　名　株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

下記の者は、使用人であって、次に掲げるものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の10に規定する使用人であることを証明します。

（次のいずれかに〇印をつけてください。）

① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

２　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏　　名　〇〇　〇〇

事業所の名称　〇〇事務所

職　　名　所長

当該使用人が会社法第 10 条に規定する支配人として登記されている場合は（法人の履歴事項全部証明書に記載されているため）、本証明書は添付不要

20【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑰】予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し

○ 予定運搬先処分業者の許可証・再生利用個別業指定証等・特例に係る認定証の写し等

1　「事業計画の概要を記載した書類」に記載した予定運搬先処分業者の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付すること。 2　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象物である産業廃棄物のみを収集運搬する場合は、添付を省略することができる。 3　その他「静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領」第３－１に記載された留意事項を参照し、必要な書類を添付すること。

21【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑱】他県等の許可証・指定証の写し

○ 他県等の許可証・再生利用個別業指定証等の写し

1　収集先又は運搬先の所在地が他都道府県又は政令市（県内政令市を除く）の場合は、当該他都道府県又は政令市の収集運搬業の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付すること。ただし、更新許可申請の場合には、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目が全て確認できるものの添付で構わない。 2　県内の政令市で積替え又は保管を含む収集運搬業許可を有する場合は、当該許可証の写しを添付すること。

22【ﾁｪｯｸﾘｽﾄNo.⑲】許可証の写し

○ 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、現許可証の写しを添付すること。